

=書留=



〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉一丁目7番34号
荘苑泉3C

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 荻原 典子様



132-76-09177-6

〒137-8799
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局



受付通番 : G02108180000100000 号

令和8年3月17日

〒487-0006

愛知県春日井市石尾台5丁目9-13

有限会社甲陽塾 御中

複写

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34

住苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

複写

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、貴社に対して、令和7年4月22日付けで、貴社の単科講座申込書について条項を改めるよう申入れを行いましたが、貴社は、現時点までに、条項の修正を行っておりません。

そこで、当団体は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間が経過した後は、当団体は、貴社に対し、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴社の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に、上記連絡先宛に書面でご回答下さい。

なお、本差止請求書の内容、本差止請求書に対する貴社のご回答の有無・内容及び本差止請求書の経緯・内容については、消費者被害防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

複写



受付通番：G02108180000100000 号

1/3 頁



第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴社に対し、「早期納付割引制度をご利用の場合は、転院・入院などの事情を除いて途中退塾されても返金はありませんので、宜しくお願い致します」等、解除事由や時期等にかかわらず既に受領した金員を一律に返金しないとする条項を含む意思表示を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴社に対し、上記の条項が記載された書面、電子データを破棄すること、及び、上記の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことを貴社内にも周知徹底することを求めます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1について

- (1) 貴社の運営する学習塾「甲陽塾」は高校1年生から3年生を対象としており、その単科講座は、年間63講座（1講座120分）、受講料18万9000円、早期納付制度により2月末までに納付の場合は20%オフ、3月末までに納付の場合は10%オフとしています。
この点、上記単価講座は、①学校（幼稚園及び小学校を除く）の入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校（幼稚園及び大学を除く）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る）が行われるものであり、②役務提供の期間が2カ月を超えており、③役務提供の金額が5万円を超えていることから、貴社が受講者に対して行う役務提供は、特定商取引法の定める特定継続的役務提供にあたります（特商法41条1項1号、政令11条）。
- (2) そして、特商法は、特定継続的役務提供についてクーリングオフが行われた場合には、「当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。」（特商法48条7項）としており、これに反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは無効となります（特商法48条8項）。
したがって、クーリングオフが行われた場合であっても返金をしない旨を定めた、「早期納付割引制度をご利用の場合は、転院・入院などの事情を除いて途中退塾されても返金はありませんので、宜しくお願い致します。」との文言は、特商法48条7項、8項に抵触し、無効です。
- (3) また、特商法は、特定継続的役務提供受領者に対して、クーリングオフ期間経過後も、役務提供期間の経過内であれば将来に向かって契約を解除（中途解約）でき、役務提供の開始前であれば損害賠償額の上限は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（学習塾の上限は1万1000円）、役務提供の開始後であれば損害賠償額の上限は提供された役務の対価に相当する額と通常生ずる損害額（学習塾の上限は1か月分の授業料相当額又は2万円のいずれか低い額）を合算した額としています（特商法49条2項、政令15条、16条）。

そして、これに反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは無効となります（特商法



49条7項)。

したがって、中途解約が行われた場合であっても、役務提供の開始前、開始後にかかわらず、また、役務提供の実施された対価などにかかわらず、一律に返金をしない旨を定める貴社の「早期納付割引制度をご利用の場合は、転院・入院などの事情を除いて途中退塾されても返金はありませんので、宜しくお願い致します。」との文言は、特商法49条2項に抵触し、無効です。

(4) さらに、消費者契約法9条1項1号は、消費者契約の解除に伴う違約金等につき、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずる平均的損害を超える金額を定めている場合は、当該超える部分について無効としています。

貴社による「早期納付割引制度をご利用の場合は、転院・入院などの事情を除いて途中退塾されても返金はありませんので、宜しくお願い致します。」との文言は、受講者との契約が終了した場合に、納入済みの諸費用を一切返金しないというものであり、実質的に損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項といえます。

とすると、「早期納付割引制度をご利用の場合は、転院・入院などの事情を除いて途中退塾されても返金はありませんので、宜しくお願い致します。」との文言は、解除事由や時期等にかかわらず、事業者が生じる平均的な損害を超える損害賠償額の予定・違約金を課す規定であり、消費者契約法9条1項1号に抵触し無効です。

2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しているだけではなく、不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しています(消費者契約法12条)。そこで、不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを求めるとともにその予防措置として、不当条項が記載された書面、電子データを破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを貴社内に周知徹底することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

以上

複写

複写

差出人 〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉一丁目7番34号荘苑泉3C
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原 典子

受取人 〒487-0006
愛知県春日井市石尾台5丁目9-13

有限会社甲陽塾御中

郵便認証司

8. 3. 17

この郵便物は令和8年3月17日
第13276091780号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G02108180000100000 号

3/3 頁

新 東 京

8. 3. 17

12-18



